

平成20年第4回常陸太田市議会定例会会議録

平成20年12月11日(木)

議事日程(第3号)

平成20年12月11日午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員

議長	黒沢義久君	副議長	茅根猛君
1番	木村郁郎君	2番	深谷涉君
3番	鈴木二郎君	4番	荒井康夫君
5番	益子慎哉君	6番	深谷秀峰君
7番	平山晶邦君	8番	成井小太郎君
9番	福地正文君	10番	高星勝幸君
12番	菊池伸也君	13番	関英喜君
14番	片野宗隆君	15番	平山伝君
17番	川又照雄君	18番	後藤守君
20番	小林英機君	21番	沢畠亮君
22番	立原正一君	23番	梶山昭一君
25番	生田目久夫君	26番	宇野隆子君

欠席議員

16番	山口恒男君	24番	高木将君
-----	-------	-----	------

説明のため出席した者

市長	大久保太一君	副市長	梅原勤君
教育長	小林啓徳君	総務部長	川又善行君
政策企画部長	江幡治君	市民生活部長	五十嵐修君
保健福祉部長	綿引優君	産業部長	赤須一夫君
建設部長	富田広美君	会計管理者	大森茂樹君
水道部長	高橋正美君	消防長	篠原麻男君
教育次長	根本洋治君	福祉事務所長	深澤菊一君

秘書課長 山崎修一君  
監査委員 檜山直弘君

総務課長 川上明文君

事務局職員出席者

事務局長 大谷利行  
次長兼議事係長 菊池武

副参事兼総務係長 吉成賢一

午前10時開議

議長（黒沢義久君） ご報告いたします。

ただいま出席議員は24名であります。

便宜、欠席議員の氏名を申し上げますから、ご了承願います。16番山口恒男君、24番高木将君、以上2名であります。

よって、定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

議長（黒沢義久君） 本日の議事日程は、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりいたします。

日程第1 一般質問

議長（黒沢義久君） 日程第1，一般質問を行います。

昨日に引き続き、通告順に発言を許します。

20番小林英機君の発言を許します。

〔20番 小林英機君登壇〕

20番（小林英機君） 皆さんおはようございます。20番小林英機でございます。通告順に従いまして一般質問を行います。

まず、生活保護行政について。

日本では、急速に格差と貧困が拡大しております。労働分野では行き過ぎた規制緩和によって、非正規労働者は今や全労働者の3分の1に膨れ上がり、幾ら働いてもまともな暮らしができない「ワーキングプア」が激増しております。厚生労働省は、来年の春までに3万人の非正規労働者がリストラされると予測しております。

一方、福祉分野では、予算の切り詰めが至上課題とされ、最後のセーフティネットと言われる生活保護についても、生活保護基準の切り下げが検討されております。貧困に行き詰まり、日本中で自殺をする方が後を絶たず、生活保護を打ち切られた方が餓死するなど、悲惨な事件が相次いでおります。

生活保護の受給世帯は、1992年度は58万世帯であったものが、2006年度には約2倍の107万世帯となりました。そこで、生活保護基準（生活保護費の水準）等について3点質問

をいたします。

1つ、本市の生活保護基準はどのようになっているか。

2つ、本市で生活保護基準以下である非課税となっている人数と世帯は何世帯と推定されるか。つまり、生活保護基準以下で生活している世帯の何%が生活保護を受けているかであります。

3つ、2007年度に生活保護を受けたいと相談に来た件数と、生活保護が認められた件数はどのくらいかお尋ねをいたします。

2、生活保護を受けたいと申請しても受けられない場合について。6点質問をいたします。

1つ、自動車を保有している場合はどうか。

2つ、稼働年齢はあるのか。

3つ、土地、建物がある場合はどうか。

4つ、貯金は幾らあれば生活保護を受けられないのか。

5つ、生命保険に加入している場合はどうか。

6つ、生活保護が認められると、扶養義務者である親や兄弟のところに生活保護の通知が行くわけですが、これに抵抗あるため申請を辞退する人もいます。通知を出す出さないは福祉事務所の裁量と考えますが、本市の対応はどうなっているのかお尋ねをいたします。

次に、常陸太田市の生活保護制度について。申請窓口とホームページに分けて質問をいたします。

申請窓口について。申請窓口はわかりやすい場所にあるかどうか。申請窓口申請書は置いてあるかどうか。生活保護についての案内やパンフレットはだれでもとれるところにあるのか。パンフレットにはどのようなことが書いてあるか。

次、市のホームページについて。市のホームページに生活保護制度のページはあるかどうか。トップページから生活保護のページまで何クリックか。生活保護のページはどのようなことが書いてあるか。申請書をホームページからダウンロードすることができるようになっているかどうか。

次に、全国知事会、全国市長会の提言趣旨と常陸太田市の考えについて。生活保護は長くても5年とするような提言が全国知事会、全国市長会から国になされておりませんが、その趣旨と本市の考えをお尋ねいたします。

次に、市道里野宮白羽線について。市道里野宮白羽線の工事の進捗状況と完成までの今後の計画についてお尋ねをいたします。また、市道里野宮白羽線にアクセスする道路についてもご所見をお願いいたします。

3つ目として、国道349号バイパスの農振区域除外、都市計画区域の変更についてお尋ねをいたします。

国道349号沿いの里川西部圃場事業区域は、いつから農業振興区域から除外可能区域になるのかお尋ねをいたします。また、そのときに、都市計画区域である市街化調整区域から一定面積が市街化区域となるのかどうか、現在の計画についてお尋ねをいたします。

第1回目の質問を終わります。

議長（黒沢義久君） 答弁を求めます。福祉事務所長。

〔福祉事務所長 深澤菊一君登壇〕

福祉事務所長（深澤菊一君） 生活保護行政についてのご質問にお答えいたします。

最初に、生活保護基準等についてのご質問でございますが、生活保護費は国が定めた基準額により、住んでいる地域や家庭構成に応じて計算いたしますので、各世帯によって支給額は異なっております。住む世帯の収入が基準以下の世帯であれば、その差額が保護費として支給されるものでございます。

次に、生活保護の基準以下である非課税となっている世帯と人数についてですが、国民健康保険税の所得割が課税されない世帯、人数で限定的に推定いたしますと、世帯につきましては約2,800世帯、約7,800人と人数では推定してございます。また、生活保護基準以下で生活している世帯のパーセントにつきましては、現在把握してございません。

それから、生活保護を受給している人数と世帯数でございますが、今年の11月1日現在、被保護者が213名、被保護世帯が168世帯でございます。平成19年度の相談件数と生活保護が認められた件数では、相談件数124件のうち27件が申請に至り、そのうち22件が保護開始となっております。

次に、生活保護を申請しても受けられない場合についてのご質問でございますが、まず、自動車を保有している場合でございますけれども、公共交通機関の利用が著しく困難な地域で、自動車がなければ通勤や通院などが困難な場合には、一定の条件のもとで保有が認められるものでございます。

稼働年齢につきましては、年金を受給できる年齢の65歳未満が稼働年齢とされております。稼働能力を活用させるという観点から、被保護者の有している資格、生活歴、職歴等を把握、分析しながら就労指導を行っているものでございます。

土地、建物を保有している場合でございますが、被保護世帯の居住用の土地家屋は保有が認められます。ただし、処分価値が著しく高価な物件等については売却指導する場合もございます。

また、保有する預貯金や生命保険の解約返戻金がある場合につきましては、生活費に充てるのが原則となっておりますので、それらが保護基準以下の額であれば生活保護費を受給することができます。

扶養義務者への対応でございますが、当市におきましても保護の実施要領に基づき、扶養義務調査を行っております。生活保護より扶養が優先されますので、扶養義務者がいる場合には支援を求めよう指導しております。その際、扶養義務者と特別な事情がないかなどを確認し、個別に慎重な対応を行っております。

次に、常陸太田市の生活保護制度についてのご質問でございますが、申請窓口は社会福祉課生活支援係が担当で、福祉事務所の入り口に配置してございます。申請書は受付窓口においてあり、保護の申請を希望される方にお渡ししております。この際、県が作成したパンフレットを渡しながら制度を説明する方法をとっており、相談者のプライバシーを保護するため、相談室を配置してございます。パンフレットの内容につきましては、生活保護制度の説明、保護を受けるまでの

手続、保護の種類などが盛り込まれております。

また、市のホームページでは、トップページの「暮らし」から「市民生活ガイド」、さらに「地域福祉のために」と3回クリックすると生活保護制度のページがございます。このページには、生活保護の概要、保護の種類、問い合わせ先が掲載されております。なお、このホームページから申請書をダウンロードすることはできません。今後、県内福祉事務所の動向等を確認しながら検討してまいりたいと考えております。

次に、生活保護は長くとも5年とするような提言が全国知事会、全国市長会からなされているその趣旨と、常陸太田市の考え方についてのご質問でございますが、この提言につきましては、すべての被保護者を対象とするものではなく、18歳から64歳までのいわゆる稼働世代で困窮世帯が就労自立するための支援を最長5年間という有期保護制度として提案しているものであります。

しかしながら、この提言を踏まえた国の生活保護制度見直しの動きは今のところございませんので、本市といたしましても現行制度により対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（黒沢義久君） 建設部長。

〔建設部長 富田広美君登壇〕

建設部長（富田広美君） 市道里野宮白羽線についてお答え申し上げます。

工事の進捗状況と完成までの今後の計画についてでございます。この路線は里野宮町の国道349号から白羽町の市道0106号線までの約1,070メートルを結ぶ重要な幹線道路であり、里川にかかる木橋の根本橋を永久橋にかけかえる計画でございます。

まず、白羽町の延長約500メートルにつきましては、地元のご協力により用地の取得を完了いたしまして、平成19年度までに約277メートルの工事が完成し、本年度は引き続き約160メートルの工事を実施しており、この区間は市道に接続していることから供用開始する予定でございます。

里野宮町の約420メートルにつきましては、地元のご協力をいただき、用地取得を進めており、これまでの取得率は約70%になってございます。本年度用地取得を完了いたしました一部区間につきまして、工事に着手する予定でございます。

根本橋かけかえ工事につきましては、平成19年度に白羽町側の橋台と橋脚1基を施工し、本年度は橋脚2基の工事を実施しており、平成21年度からは、里野宮町側の橋台と橋脚1基、さらに上部工と工事を進めまして、平成23年度に完成する予定でございます。

また、この路線全体の供用開始時期につきましても、橋梁完成年度の平成23年度を予定しておりますので、今後とも整備が円滑に進みますよう地元地権者の皆様のご協力をお願いいたします。

最後に、アクセスする市道の整備につきましては、現在進めております市道里野宮白羽線の整備完了後の整備を検討してまいりたいと考えております。

次に、国道349号バイパスの農振区域除外、都市計画区域の変更についてお答え申し上げます。

す。

初めに、農振農用地の除外を申請できる時期についてでございます。国道349号バイパスの沿道は、県営里川西部地区圃場整備事業により整備されております。この事業完了日は平成14年3月27日でございますが、除外申請は工事完了年度から起算して8年後となっておりますので、平成22年4月1日以降に可能となります。

次に、国道349号沿道での市街化区域の拡大についてでございます。無秩序な開発は、周辺環境の悪化や道路などの社会基盤の後追い整備による行政コストの増大などをもたらす結果となることから、計画的な土地利用を促していくべきであると考えてございます。

市といたしましては、県が平成21年度に全県を対象に市街化区域の見直し作業を予定していることから、今後、県から見直しに係る基準等が示されましたならば、見直し作業を行う中で、区域の拡大などについて適切に対応してまいりたいと考えております。

なお、人口が減少している現在、市街化区域の拡大の要件が厳しくなることも予想されますことから、市街化調整区域において、都市的土地利用を計画的に誘導していく「地区計画制度」の導入についても検討しているところであり、現在策定を進めております「都市計画マスタープラン」にこの制度の活用などを盛り込んでいく考えでございます。

議長（黒沢義久君） 20番小林英機君。

〔20番 小林英機君登壇〕

20番（小林英機君） 2回目の質問をいたします。

生活保護行政について。

生活保護基準についてですが、2007年度12月、厚生労働省の検討会が生活保護基準引き下げを容認する報告書をまとめました。これは、食費、光熱費等生活費について低所得者世帯の支出額と保護世帯の受給額を比べ、保護世帯のほうが高いとの結論を出し、引き下げを容認したものであります。物価上昇が目立ち始めた今、基準を下げられたら生きていけないと訴える生活保護受給者は多くあります。また、基準引き下げで保護から外されると、ケースによっては免除されていた地方税、国民年金保険料等の支払い債務が生じ、厳しい生活に追い打ちをかけます。また、低所得者向け低利貸し付け制度や就学援助等も生活保護制度と連動しているので、その利用世帯を直撃いたします。

さらには、改正最低賃金法は、最低賃金は生活保護との整合性に配慮するように明記され、基準引き下げは最低賃金の上げ幅にもマイナスの影響を与えます。国が基準引き下げに踏み切るかどうかは未定ですが、この報告書は非常に疑問であります。生活保護基準は厚生労働大臣の告示で定められるため、今後いつでも裁量1つで基準は引き下げられます。この点について何かご所見があればお伺いいたします。

次に、生活保護を受けたいと申請しても認められない場合について。平成15年度から平成19年度まで相談件数、申請件数、開始件数を見ますと、平成15年度相談件数55件、申請件数17件、開始件数15件。平成16年度相談件数69件、申請件数19件、開始件数18件。平成17年度相談件数89件、申請件数28件、開始件数25件。平成18年度相談件数89件、

申請件数 26 件，開始件数 19 件。平成 19 年度相談件数 124 件，申請件数 27 件，開始件数 22 件となっております。

ここで注目をしたいのは，平成 18 年度と平成 19 年度であります。特に平成 19 年度に至っては，相談件数 124 件あって，生活保護が認められたのがわずか 10% に満たない 22 件であります。平成 17 年度に水戸市生活福祉課に生活保護を受けたいと相談に来たのが 893 件あって，生活保護が認められたのは 341 件でありました。40% 弱の方が保護を受けられたわけがあります。生活に困窮して福祉事務所に相談に来るわけで，124 件の相談のうち 102 人の人が保護が受けられなかったのは理解に苦しむところでございます。その理由をお尋ねいたします。

次に，常陸太田市の生活保護制度についてですが，「地元の生活保護制度をしてみよう 反貧困全国キャラバン 2008」の茨城県内の調査報告によりますと，1 つ，39 市町村を調査した主な内容は，受付窓口申請書が置いてあった市町村は大洗町だけあります。申請書がホームページからダウンロードできる市町村は常陸大宮市だけあります。受付窓口生活保護パンフレットを置いてあった市町村は取手市，龍ヶ崎市。生活保護の窓口がわかるようになっていた市町村は 14 市町村。ホームページに生活保護の説明があった市町村は 28 市町村。県内の生活保護制度の窓口対応とホームページの対応は消極的であります。この点について何かご所見があればお伺いをいたします。

全国知事会，全国市長会の提言は，今の日本で果たしてだれもが 5 年で自立できる社会とは考えられないので反対であります。

次に，市道里野宮白羽線について。

アクセス道路について質問をいたします。里野宮町字川原地区の集落，同町坏地区の集落のためには，どうしても市道 5210 号の道路を拡幅してアクセス道路とする必要があります。市道里野宮白羽線整備完了後，アクセス道路について対処するというご答弁でありましたが，地権者の同意，測量，買収，工事施工のどの段階を指すのかお尋ねをいたします。

次に，国道 349 号バイパスの農振区域除外，都市計画区域の変更について。

農振区域除外可能時期が平成 22 年 4 月以降というのは理解をいたしました。都市計画区域の変更が今のところないということは，民間の開発行為に任せる意味なのかどうか。また，国道沿いに農道がありますが，これは開発行為の障害とならないかどうかお尋ねをいたします。

次に，農振区域除外可能時期に合わせて，太田警察署を 349 号バイパスに移転することを県に要望すべきではないかと思いますが，市長のご所見をお願いいたします。

2 回目の質問を終わります。

議長（黒沢義久君） 答弁を求めます。福祉事務所長。

〔福祉事務所長 深澤菊一君登壇〕

福祉事務所長（深澤菊一君） 生活保護行政についての再度の質問にお答えいたします。

まず 1 点の，生活保護費引き下げに関する報告書ということでございますが，生活保護をめぐる状況につきましては，国においてもさまざまな検討があり，議論されているということで承知してございます。当市におきましても，国の基準がもし変更になればこういったものに従うとい

うことで、現行制度、国の基準に従って取り組んでまいりたいということで考えてございます。

2点目でございますが、相談件数についてということでございますが、平成19年度につきましては、124件のうち102件が保護を受けられなかった理由ということでございますが、これにつきましては、生活が大変ということでさまざまな相談が寄せられております。この中で、制度について知りたいというふうな相談もございます。こういった場合には制度の周知、制度についての説明をしてということで、保護にまでは至らなかったというケースがございます。それから、資産の活用により自立可能で、資産を調査いたしましてその中で自立可能なケースもございます。それから、医療費の支払いが困難だということで、高額医療制度の活用、こういったものを勤めて自立可能になったというケースがございますので、本当に保護の実態、そういったものに基づいた件数ということが実態でございます。

それから3点目、市の窓口等の事務につきましては、先ほども答弁いたしました、市のホームページ、窓口の文字の拡大とございますが、そういったものにつきまして、県内の福祉事務所の状況、こういったものを参考に今後検討、研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（黒沢義久君） 市長。

〔市長 大久保太一君登壇〕

市長（大久保太一君） 太田警察署の設置位置についての市長の考えはというお尋ねにお答えを申し上げます。

ご案内のとおり、太田警察署につきましては、建物そのものが大変老朽化をしている状況でございます。しかし、県全体として太田警察署よりもっと古いところがありまして、そういうところ、あるいは新しく地域が形成されたところを優先にして今建物をつくっている、そういう状況下でございます。今後とも署長とも相談をしながら措置を進めていきたいと思っております。

議長（黒沢義久君） 建設部長。

〔建設部長 富田広美君登壇〕

建設部長（富田広美君） 市道里野宮白羽線の2回目のご質問にお答え申し上げます。

市道里野宮白羽線にアクセスする道路の整備でございますが、市道里野宮白羽線の進捗状況のいつの時点で着手するのかというような内容かと存じますが、これにつきましては、現在市道里野宮白羽線の整備を優先してございますので、市道里野宮白羽線の供用開始後にアクセスする道路の整備のほうを進めてまいりたいと考えております。

次に、国道349号バイパスの関連する開発でございますが、どのようなものか、民間開発なのかということでございますが、開発につきましては、一般的に市街化調整区域におきましては、計画的な土地利用を進めるために、土地区画整理事業などの都市計画法に基づいた市街地開発事業、それから開発行為による民間開発というものがございます。現在のところ、土地区画整理事業などの具体的な計画はありませんので、当面、民間開発の可能性も視野に入れる必要があると考えているところでございます。

また、農道が開発の障害になるのではないかというご質問でございますが、農道は里川堰土地



改良区が所有してございます。開発に当たりましては、その事業者が土地改良区と個別に協議して進めていく必要があると考えております。

以上でございます。

議長（黒沢義久君） 20番小林英機君。

〔20番 小林英機君登壇〕

20番（小林英機君） 生活保護行政についてでございますが、実際に申請を希望しても申請させてもらえない全国の事例としまして、稼働年齢だから受けられない、住宅があるから受けられない、年金担保借り入れしているから受けられない、知的障害者に働けるはずだと言って保護申請をさせない、却下事由がないにもかかわらず、「取り下げないと却下になります。却下になると、その後の要件審査がさらに厳しくなります。」と言って取り消しを促したりする事例があります。また、相談所のコミュニケーション能力不足や相談員の消極性から事実関係に誤解を生じている場合、また、相談員が法令解釈や事実評価を誤っている場合も見受けられるようであります。

生活保護を本当に必要としている方々が必要な福祉を権利として受けることができるよう、適正な運用、制度の改革、相談体制の充実、偏見の解消が求められております。

最後に、福祉事務に対する私の要望を述べまして私の一般質問を終わります。

生活保護を利用する要件を満たしている人に対して、福祉事務所には保護申請を助言する義務があると認識してほしいと思います。

次に、福祉事務所の相談員には、保護申請を助言せず追い返したときに、目の前の相談者とその家族が健康で文化的な生活を送れるか、まずイメージしてほしいと思います。そして、相談者の席に座って自分の話を聞く相談者がどういう気持ちなのか置きかえてほしいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。

議長（黒沢義久君） 6番深谷秀峰君の発言を許します。

〔6番 深谷秀峰君登壇〕

6番（深谷秀峰君） おはようございます。6番深谷秀峰です。質問に入る前に、先月、里美地区上深荻町内でひき逃げ死亡事故がありました。お亡くなりになられた方、そしてご家族に対し、心からお悔やみ申し上げるとともに、より安全を図れる道路行政を強く望むものであります。

それでは、発言のお許しをいただきましたので、私の一般質問をさせていただきます。

まず初めに、国道349号線の交通量増加に伴う安全対策及び騒音対策についてお尋ねをいたします。

本市を南北に走り、福島県に通じる国道349号線は、隣接する福島県矢祭町の道路拡幅により、ここ数年交通量が増加し、それに伴ういろいろな問題が出てきております。平成17年の道路交通センサス(一般交通量調査)を見ると、平日の12時間交通量、朝7時から夜の7時まで、太田地区の木崎町では1万3,691台、そのうち大型車の混入率は13.9%。里美地区の上深荻町では6,053台、大型車の混入率は21%。小中町では4,604台、大型車は24.3%となっております。北へ行くほど大型車の割合が多くなっているという現状であります。

これを同じ福島県に通じる国道118号線で見ると、大子町川山では5,686台、大型車は1

3.2%となっております。この統計を見る限りでは、大型車の通行量は国道349号線のほうがはるかに多いということがわかります。

また、平日混雑時の旅行速度という項目を見ると、木崎町では時速19.9キロメートル、上深荻町では時速47.9キロメートル、小中町では時速50キロメートル、大子町川山では時速47.8キロメートルで昼間は走っていることになります。国道349号線の里美地区内では、かなりのスピードで車が走っていて、しかも大型車の割合が多いということになります。

この調査は平成17年度のもので、原油の高騰や不況の影響で、最近はますます大型車両が増えてきているように思われますが、直近のより詳しい統計があればお示し願いたいと思います。

こうした交通量の増加に伴って、歩行者や通行車両が事故に遭わないような安全対策について、県や公安委員会に対し、より適切かつ迅速な対応を強く求めていく必要があると思われませんが、市としてはどのように考えているのかお伺いしたいと思います。

また、大型車の通行量が増えることで、アスファルト路面が著しく悪化しているようなところは、騒音に対する苦情も出てきております。特に下水道工事等で掘削した跡などは、路面の状態が非常に悪く、工事業者に対し適切な指導が望まれるところですが、これに対してどのように対応しているのかお聞きしたいと思います。

次に、新規就農者支援対策についてお尋ねをいたします。

この件については、私自身昨年12月議会で質問させていただき、また、前回の9月議会で同僚の木村議員が質問したところでもあります。そのときの答弁を要約すると、経済的、技術的支援とも、県や普及所で行っている支援策を積極的に活用促進することで、新規就農者数の拡大を図っていくというものでした。食料自給率の低下や食の安全性が強く叫ばれている中で、農業に関心を持ち、EターンやUターンで新しく農業に取り組んでみようという若い世代を、他の自治体に先駆けてどうやって本市に誘致していくかを考えた場合、市独自の経済的、技術的支援策が今後は必要になってくると思いますが、この件に対してどのように考えているのかお尋ねをしたいと思います。

農業従事者の高齢化や後継者不足、それに比例して増える一方の遊休農地や耕作放棄地、これらの打開策の1つとして、全国各地の自治体が新規就農者を誘致するためにいろいろな助成制度を行っております。

例えば、福井県越前市では、新規就農者経営安定奨励金として月15万円、北海道名寄市では、経営準備支援助成金として月10万円、高知県土佐清水市では、夫婦で月10万円、なおかつ子ども一人につき1万円など、経済的支援としてはかなり優遇している自治体もあります。それだけ新規就農者の誘致に力を入れているということではないでしょうか。

県内でも幾つかの自治体が独自の取り組みを行っております。こうした独自の経済的支援があるとならないとでは、農業に取り組んでみようと考え、就農場所を決定する上で大きな判断材料となるのではないのでしょうか。本市においても今後の農業施策を展開していく上で、若い世代の新規就農者への助成措置を考えていく必要性があると思いますが、この点に対してどのように考えて

いるのかお伺いしたいと思います。

次に、生ごみ等のリサイクル処理プラントについてお尋ねをいたします。

地球温暖化の問題を初め、環境面での大きな課題であるごみ処理対策については、今年度の市長の施政方針で、出前講座や地区説明会の充実など啓発活動を強化するとともに、市民参加型の資源ごみ回収体制の確立、リサイクル展示会の拡大、分別の徹底による資源リサイクル化、ごみ減量化をさらに推進し、循環型社会の実現とごみ処理経費の削減に努めていくとうたっております。

さらに、今議会では環境基本条例が提案されております。そうしたことを踏まえ、今後より具体的な取り組みが出てくるかとは思いますが、地球温暖化を防止する上で急務とされる二酸化炭素の削減、それを図るため、ごみは焼却処分から資源として再利用する方向へと時代は変わってきていると言われておりますが、全国的に見ても実際のところは遅々として進まないというのが現状ではないでしょうか。

本市においても年間の塵芥処理費が約 8 億円もかかり、そのうち燃料費、光熱水費は約 1 億 5,000 万円、もろもろの委託料は合わせて 3 億 6,000 万円、焼却炉の補修工事費が約 2 億 4,000 万円ほどかかっております。このごみ処理にかかる経費をどうやって削減していくのかも含め、資源循環型社会に向けた本市の施策、そして今後の考え方をお伺いしたいと思います。

生ごみの堆肥化に取り組んでいる自治体の中には、栃木県の茂木町のようにリサイクルプラントとして大変良質な堆肥を生産し、地元の有機農業の振興を図っているところもありますが、このような一連の施策展開について、もし本市で取り組む場合の問題点や課題について、現時点でどのようにとらえているのかお伺いしたいと思います。

以上で 1 回目の質問を終わります。

議長（黒沢義久君） 答弁を求めます。建設部長。

〔建設部長 富田広美君登壇〕

建設部長（富田広美君） 国道 349 号の交通量増加に伴う安全対策及び騒音対策についてお答え申し上げます。

国道 349 号は、広域幹線道路ではございますが、身近な生活道路としての役割も果たしている重要な路線でございます。自動車交通量につきましては、県が実施しました道路交通量調査のデータを用いておりますが、道路交通量調査は 5 年ごとに調査することが基本となっております。このため、平成 17 年度に実施した調査結果が直近のデータとなっております。

議員ご案内のように、国道 349 号につきましては、交通量が増加していることから、特に日常生活に不便を来さないよう、交通安全の確保につきましては、その必要性を十分認識しております。

国道 349 号は、県管理の国道でございますので、市といたしましては、現地の情報や地元からの交通安全要望などは、その都度県へ伝えまして安全確保に努めているところでございます。

また、路面補修などにつきましても、地元からの苦情、要望などにつきましては、直ちに県へ伝えまして、対策を講じるよう要望するなど対応しているところでございます。

下水道工事で掘削しました箇所につきましては、掘削工事後、道路の路盤構成のとおり復旧工事をいたしております。しかし、国道349号のように交通量が多い道路につきましては、仮復旧を行い、その後3カ月から1年間ほどたった後に本復旧を行っているところでございます。この舗装の本復旧までの間、請負業者が維持管理を実施しているところでございます。今後も交通に支障のないように施工業者への指導を徹底してまいりたいと考えております。

議長（黒沢義久君） 産業部長。

〔産業部長 赤須一夫君登壇〕

産業部長（赤須一夫君） 新規就農者支援対策のご質問にお答えいたします。

当市の新規就農者の確保、育成の対策につきましては、農業関係機関との連携により、定年帰農者等農業講座、新規就農相談などを行っているところであります。さらには、本年度から新たに農業相談会を開催し、新規就農支援体制の強化充実を図っているところであります。

また、エコファーマー育成事業としまして、県農林振興公社が実施している長期研修制度に加え、本年度から市の先進地農家における農業研修生の受け入れ事業としまして、常陸太田地区就農支援協議会が実施主体となり、短期研修制度を実施しております。さらには、就農に係る資金面の支援といたしまして、県農林振興公社において、就農の準備資金としては就農研修資金、就農準備資金、就農への資金として就農施設等資金をそれぞれ無利子で融資する制度を設けているものであります。

このような制度を利用した常陸太田市の農業後継者を含む新規就農者の状況といたしましては、平成18年度が4人、平成19年度が12人、平成20年度は12月現在において9人となっております。

また、近隣市町村で新規就農に係る独自の取り組みを実施している平成19年度及び20年度の制度利用者数といたしましては、東海村が19年度がゼロ人、20年度が1人、常陸大宮市につきましては、19年度が1人、平成20年度が2人、阿見町におきましては、19年度が1人、20年度が1人、石岡市につきましては、19年度が1人、20年度が1人となっております。

このような状況を踏まえまして、議員ご提案の農業新規参入者への市独自の助成制度につきましては、新規就農につながるよう近隣市町村の助成内容を調査、検討しながら、就農の所得安定に結び付く制度としてのあり方を十分に基本に検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（黒沢義久君） 市民生活部長。

〔市民生活部長 五十嵐修君登壇〕

市民生活部長（五十嵐修君） 市民生活部関係の質問にお答えをいたします。

市の環境全般にわたる施策として、今年度を環境元年と位置付け、体制づくりを行っているところでございます。柱となる環境基本条例を制定し、環境基本計画のほか、地球温暖化防止対策関連の2つの計画、さらには、一般廃棄物処理基本計画を年度内に策定をしてまいります。その中で、資源循環型社会の構築につきましては、条例で共生、循環、参画を基本理念とし、環境基本計画の中でも目指すべき環境像として表現するものであります。

1点目の生ごみの処理につきましては、一般廃棄物処理基本計画の中で方向性を示していくものと考え、ごみの減量化、再使用、再利用を基本とした循環型社会の構築を目指していくこととしております。

具体的には、生ごみの堆肥化の推進を掲げますが、家庭系の生ごみは自己完結を基本とし、生ごみ処理容器等への補助制度の活用や、ボカシ堆肥づくりによる生ごみの減量化の推進をしていきたいと思っております。

しかし、議員発言のように、市のごみ処理の大きな課題としまして、約14億円近いごみ処理経費の削減があります。そのためには徹底したごみの分別によるリサイクルが必要となってきました。策定委員会の中でも議論になっておりまして、いろいろ意見をいただいたところでございます。これらをもとに徹底したリサイクルに向けたシステムを再検討をしてみたいと考えております。

次に、施策を展開するについての課題でございますけれども、茂木町の有機物リサイクルセンターは、生ごみ、家畜ふん尿を原料とする環境に優しい堆肥化のリサイクルプラントと認識をしております。しかし、処理プラントについては、先ほど申し上げました10カ年を目標とする一般廃棄物処理基本計画で、市としては想定をしていないのが現状でございます。

また、生ごみや家畜ふん尿を原料とした堆肥化施設の場合は、その堆肥がいかに活用されるかが大きな課題であり、売れ残れば、それがまた廃棄物となる危険性が生じてまいります。当市の農業状況は、環境保全型農業の確立を推進しているところであり、堆肥の流通面に不安が残るため、現状においては施設の検討に至る状況にはないものと考えております。

ただ、環境基本計画における資源循環型社会の構築を推進するためには、安全・安心な食生活の確保など、地産地消の推進による農業分野との連携は必要不可欠の条件であります。今後、農業団体や農事組合等の堆肥流通システムの確立が望まれるものであり、これらの支援は市として積極的に対処をしてみたいと考えております。

以上です。

議長（黒沢義久君） 6番深谷秀峰君。

〔6番 深谷秀峰君登壇〕

6番（深谷秀峰君） ご答弁ありがとうございました。質問と要望と提言をさせていただきます。

まず初めに、349号線の安全対策及び騒音対策ですが、里美地区内のある老婦人から、夜中どうしても大型車が通るとその音がうるさいということを言われまして、里美支所の建設課に行っていました。すると、担当の方はすぐその場で受話器をとって、県土木事務所に電話をしてくれました。非常に早い対応にありがたく思いました。市の対応というのは、やはり常にそうであってほしいなと改めて感じた次第であります。今後ともその点を踏まえて、より適切、迅速な対応をお願いしたいと思います。

2点目の新規就農者の件なんですけど、一昨年12月、一般質問で取り上げて、そのときの答弁に、インターネット等を通して新規就農者の募集を図っていくという答弁がありました。今イ

インターネットで新規就農者と検索すると7万5,000件以上もヒットします。ただ、先ほどの答弁を聞いていると、本市独自の特典といいますか助成措置がないようでは、インターネットで募集はかけられないんじゃないですか。

あと一つ、私は、今回特に若い世代の新規就農者ということで質問をいたしました。都会での職を離れて十分な蓄えもなく、こうした田舎で初めて農業に取り組むという高い理想を持ってやってくるのに、何ら行政として温かい手を差し伸べないのでしょうか。

2週間ほど前、里美地区内で有機農業に取り組んでいる新規就農者の会「野良の会」というんですが、その定例会に呼ばれているいろいろ話をしてまいりました。非常にみんな農業に対する考えは真剣で、別に農業でお金をもうけていい暮らしをしたいとか、そういうことは一切思っていないんです。自分で自信を持って消費者に売れる、そうした野菜を作りたい、そのことに喜びを感じている、そういうグループです。そして驚いたことに、若い世代の新規就農者は、ほとんどの方は結婚していて子どもがいるんです。少子化対策の一助にもこれはなるのではないのでしょうか。

当然 新規就農者を募った場合、この人が果たして何年この土地で農業に携わってくれるのか、そういう不安はあるかと思いますが、できるだけ長く、もしくはこの土地に骨を埋めるまでいられるまでフォローするのが行政なのではないですか。その点を踏まえて1点質問をいたします。

今、新規就農者に対する、特に若い世代に対する何らかの助成措置というのは、早急に対応していかなければ他の自治体に絶対に乗り遅れます。この点についてもう一度ご答弁願いたいと思います。

生ごみのリサイクル等の処理プラントですが、今こういう経済情勢の中で、大きな予算をかけて処理プラントをつくるというのは、行政にとっては非常に冒険であろうかと思いますが、なぜ私が今回この提案をさせていただいたかといいますと、10月に我々の会派、未来創生クラブで茂木町の有機物リサイクルセンターを視察してまいりました。私自身は2回目なんですが、やはり農業と生ごみの処理と、つまり環境と農業が一連の輪になって、それが町全体の雰囲気になっているんです。特にこの茂木町では、お年寄りの方が山に行って集めてくる落ち葉がこの良質な堆肥の大きな要因になっているんです。

議員おのおのも、先日地域アドバイザーの金丸さんの話を聞いたかと思いますが、金砂郷地区の赤土の常陸秋そばが、なぜこれだけ良質なのかという3つの要素を思い出してください。1つは気候、風土。もう一つは日本ミツバチとか、そういう昆虫などを含めた生態系がまだ残っている。もう一つ大きな要素があります。落ち葉を使った堆肥がいい土を作って、それが常陸秋そばの品質につながっているということです。

行政で堆肥を作って有機農業を振興していく、そこまでの図はかけないまでも、生ごみを少しでも燃やさないで資源として活用して、それがひいてはこの常陸太田市の農業の振興につながっていくという、そういう青写真はかけるのではないのでしょうか。ぜひともその点、できれば環境整備課と農政課と、茂木町はすぐ近くですからぜひとも視察に行ってください。それを要望しておきます。

以上、要望と質問と織り交ぜて私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（黒沢義久君） 答弁を求めます。産業部長。

〔産業部長 赤須一夫君登壇〕

産業部長（赤須一夫君） 2回目のご質問にお答え申し上げます。

担い手の確保につきましては、大変大きな施策としてとらえております。議員提案の若い世代の就農支援につきましては、前向きに鋭意検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（黒沢義久君） 次、3番鈴木二郎君の発言を許します。

〔3番 鈴木二郎君登壇〕

3番（鈴木二郎君） おはようございます。3番鈴木二郎でございます。議長にお許しをいただきましたので、通告順に従い質問をいたします。よろしく願いいたします。

まず初めに、環境基本計画についてお伺いいたします。

急速に深刻化する地球温暖化に対し、かけがえのない地球の環境を守り、後世に引き継いでいくためには、温室効果ガスの削減を図ることが必須であります。このような背景にあって、日常生活や事業活動における省エネ対策の推進やごみの減量化、自然エネルギーの活用などの取り組みの重要性はますます高まりつつあります。この環境保全、地球温暖化防止を効果的、効率的に進めるためには、市民、事業者、行政の三者による地域ぐるみでの協働体制による推進が不可欠であります。

私も昨年12月、定例議会において三者による取り組みについての提案を行い、執行部の考え方を伺いましたが、市民討論会の実施、エコ推進団体の育成や学習会の充実を図っていくとの答弁をいただきました。今回、新たに市環境基本計画が発表され、市民、事業者、行政の三者による総合的な取り組みを進め、その具体的な内容を策定中とのことでございます。

これは私も一般質問で昨年申し上げましたが、地球温暖化防止を進める上において、地域総ぐるみで総合的に取り組むことは大きな効果が期待され、環境対策として非常に有効であるとともに、行政のイメージアップや経費節減を図る上からも大きなメリットがあるものと思っております。

このような状況にあって、今回の市の環境基本計画が策定され推進されますことは、大変喜ばしいことであり、計画に対し敬意を申し上げる次第であります。我々も全力で支援し、協力していきたいと考えているところであります。

そこで、今回の市環境基本計画に関しまして4点ほどお尋ねしたいと思います。

まず初めに、1番目としまして、推進組織と実行計画についてお伺いいたします。

環境保全のために、市民、事業者、行政による取り組みを進めようとしておりますけれども、それぞれの組織はどのような形で何を目標に進めていくのかお伺いをいたします。すなわち、三者の組織をどのように編成し進めていくのか、また、その実行計画はどのような内容なのかを確認したいと思います。

また、三者が連携し協力して進め、効果あるものとするためには、三者の調整、話し合いが必

要不可欠と思われます。例えば、地域協議会等を設置しまして、連絡、調整、協力が必要ではないでしょうか。また、環境問題は専門技術や知識を必要とすることから、課題や推進計画を具体的に策定、審議する組織が必要と思われますが、これらの組織と計画についてお伺いをいたします。

2つ目の質問としまして、目標設定とフォローアップ体制についてお伺いいたします。

温暖化対策によりCO<sub>2</sub>削減を図る環境計画を進める上において、低減目標を定め、実効性を高め、成果あるものにするためには、それぞれの推進項目ごとに目標値を設定し、地域全体の二酸化炭素排出量を削減することが必要であろうと思います。

このためには、まず市民、事業者、行政のそれぞれがCO<sub>2</sub>発生源別に、CO<sub>2</sub>排出分析等の実態調査を行い、現状値を把握し、全体及び個々の目標値を設定することが必要であろうと思います。そして、それぞれの推進項目、内容を明確にし、いつまでに達成するかという目標と実行項目を盛り込んだ計画書、すなわちマニフェストによる計画とフォローアップが重要と考えます。

さらに、環境計画を確定的なものとし、行政のイメージアップを図る上でその効果が大きい茨城エコ事業所登録やISO認証取得についてどのように考えておられるのかお伺いいたします。

3つ目の質問としまして、環境教育の推進でございます。

環境計画の推進に当たっては、計画の概要、具体的取り組み内容と環境に関する教育、広報、啓蒙活動を行い、意識の高揚を図ることが必要であります。より効果があるものとする上で非常に重要であります。

従来、環境に関する意識高揚を図るものとして、商工会との連携によるキャンドルナイト等により、子どもたちに対し一定の成果があったものと考えられますが、やはりスポットではなく継続的、体系的な教育を行うことが重要であり、学校の授業の一環として取り組んでいくことが必要ではないでしょうか。現在の授業における時間の確保は難しいものがあるかもしれませんが、環境基本計画を進める上で、ぜひ前向きに検討していただければと考えますが、この点についての取り組みについての考えをお伺いいたします。

4つ目、環境基本計画の実行のための予算についてお伺いします。環境基本計画は今年度中にその具体的内容を策定するとのことですが、実行に当たっては予算措置が必要ではないでしょうか。例えば、自然エネルギー活用のためのソーラーパネル等の導入補助、省電力エコ給湯等の補助、風力発電等の設備投資等、どのように対応するのか、その計画と予算化についてお伺いいたします。

また、地域総ぐるみで環境基本計画を推進するに当たっては、今後かなりの事務や作業量の増加が予想され、担当スタッフの増強が必要と思われますが、来年度の予算時期でもあり、これらについてどのように考えているのかお伺いをいたします。

次に、健全育成市民の会の組織、事業の統一についてお伺いをいたします。

明日を担う青少年が豊かな感性とすぐれた創造性、社会性に富み、心身ともにたくましい人間として成長することは市民のすべての願いであり、総意であります。一方、社会の目覚ましい発展による経済社会において、少子化や社会環境の変化により、家庭や地域社会の教育力の低下が



叫ばれ、青少年を取り巻く生活環境は悪化傾向にあり、青少年の衝動的な犯罪や陰惨な事件が頻発するようになっており、さらにその低年齢化の状況にあります。このような青少年を取り巻く問題に対処するためには、学校、家庭、地域が、さらに行政、民間諸団体が一体となって、連携して青少年の育成に取り組むことが必要不可欠であります。

さらに、市の第5次総合計画にもありますように、未来を拓く人づくり、安全・安心なまちづくりを重点施策として、「人・地域がかがやく協働のまち」、これの実現に向け、鋭意取り組んでおるところであります。常陸太田市の将来を担う青少年の健全育成を図ることは、市の重点施策の実現のためにも非常に重要であり、優先的な推進が望まれるべきと考えます。

このようなことから、市民の総意を結集し、連帯と協調によって青少年の健全育成を図ることを目的として、昭和56年7月に青少年健全育成市民の会が発足いたしました。その後、市町村合併に伴い、平成17年11月に常陸太田市民の会が統合され、現在の本部、そして4支部すなわち太田支部、金砂郷支部、水府支部、里美支部となったわけであります。この体制にて推進し、現在に至っておりますが、組織、事業について、支部間で取り組み方法等が異なり、統一性がないのが現状であります。

このため、問題点、課題が散見されておまして、効果的、効率的な健全育成を進めていくためには、支部活動における組織、事業の統一、平準化が必要と考えられます。その課題と対応施策について2点ほどお伺いをいたします。

まず最初に、組織の課題でございます。

先ほど申し上げましたように、本部、そして4支部から構成されておりますが、各支部の組織体制はそれぞれ異なり、地域、団体、機関の代表で構成している支部、支部役員を青少年相談員が兼務している支部、公民館や行政の支部の職員が主体で進めている支部とそれぞれ独自の組織体制になっており、取り組み姿勢や意識、取り組み活動に対する考え方が異なり、地域に密着した活動の展開が難しいのが現状であります。支部により組織体制に大きな温度差があるように思われます。

健全育成市民の会の活動をより効率的に、そして効果あるものとするためには、やはり実効的な活動が可能な組織体制とすることが必要であり、組織の見直しを図り、基本方針に沿って全市的に統一していくことが極めて重要と考えられます。そして、市民一人ひとりには青少年健全育成に対する意識を深め、地域に密着した運動を展開できるよう改善し、地域の教育力を高めていくことが肝要であると考え次第であります。

このようなことから、組織の体制の一本化に向けて、考え方と取り組み状況についてお伺いをいたします。

次に、事業の課題についてお伺いいたします。

事業活動における課題としましては、各支部間での事業内容にばらつきが見受けられることであります。支部によっては健全育成の会費を徴収した後、子ども会に事業補助金として支給するのみで独自に事業をしていない支部もあり、また、公民館が主催となって講演会等の行事を行っている支部や、会費を徴収後、すべて町会へ支給している等、支部としての独自の健全育成とし

での事業が行われず、効果的な運用がされていないとのことであります。やはり、健全育成を効果的、効率的に推進するためには、組織を確立し、地域の関係機関との連携のもとに事業を計画し、実行していくことがぜひとも必要であると思えます。

さらに、事業の課題として、支部の計画が独自であり、支部間にて事業計画内容が異なるため、全市共通的に事業が行われないことが見受けられます。例えば、太田支部では、事業として小中高生を対象とした青少年の主張文募集と表彰及び健全育成フォーラムを行っておりますが、支部事業であることから、太田地区内の小中学生のみの対象となり、ほかの支部の児童生徒は対象外となっております。このような事業は、本来全市の児童生徒を対象に実施すべきであり、事業の統一化、共通化が必要と思われまます。また、子どものたまり場所の巡回パトロールについても支部内としておりますが、全市的に実施すべき事業内容であります。

やはり、健全育成は支部に偏りなく、共通的に推進していくことが非常に重要であり、推進事業面における統一の見直しも組織体系の見直しとあわせて検討が必要と考えますが、ご見解をお願い申し上げます。

次に、3番目の大きな質問でございます。市営墓地の運営についてお伺いをいたします。

まず1番目、墓地の整備について。

現在、公営墓地として瑞竜霊園のほか各地に設置されておりますが、いずれの霊園も墓地ということから、静かな人里離れた山の丘陵地を開発して設置されております。このため、階段や坂道が多いのがほとんどでございます。さらに、霊園の通路も主道から個別の墓碑のある場所までの道は砂利道で舗装されていないのが現状であります。このような状況にあつて、高齢者あるいは車いす等の障害者が法事や毎月墓地の管理等で墓参する場合、一人では行けず必ず補助者が同伴しなければならず、墓参りまたは墓地を管理する上で大きな障害となっているとのことでございます。

瑞竜霊園を購入した車いすの高齢者が、息子を亡くして毎月命日に墓参りに行くが、砂利道で一人では行けず困っているということでもあります。これからは高齢社会を迎えまして、ますます高齢者の人口も多くなり、車いす等の利用者も増えることが予想されます。このような中にあつて、お年寄りや障害者、弱者に優しいバリアフリーや道路、通路の舗装等、だれでも容易に墓参りができるよう改善する必要があると考えますが、この対応について、改善計画または対応策についての見解をお伺いいたします。

次に、墓地の運営についてお伺いいたします。

第1点目は、公営墓地における使用料、管理料についてお伺いいたします。公営墓地の使用料は、イニシャルコストである永代使用料、そして3年ごとに支払う管理料により運営されておりますが、現状、管理料は合併により、各公営墓地ごとに異なっており統一されておらず、同一市内にあつて管理料が異なることは、使用者の立場からは不公平であり、早期に統一を図ることが必要と考えられます。

2点目といたしまして、霊園の需要に対する供給見通し及び対策についてお伺いをいたします。公営墓地全体の今後の造成については、需要動向を見て不足のないように開発を進めることが必

要であり重要であると考えますが、今後、対応計画についてどのように考えているのかお伺いをいたします。

以上で1回目の質問を終了いたします。ご答弁よろしく願いいたします。

議長（黒沢義久君） 答弁を求めます。市民生活部長。

〔市民生活部長 五十嵐修君登壇〕

市民生活部長（五十嵐修君） 市民生活部関係の2つの質問にお答えをいたします。

ご質問の「環境基本計画・地球温暖化防止対策地域推進計画」の策定につきましては、環境審議会の専門部会として、環境基本計画等策定委員会を設置し、現在までに5回の委員会を経て原案がまとまったところでございます。

環境基本計画においては、環境基本条例議決後にパブリックコメントを経て、地球温暖化防止対策地域推進計画とあわせた「恵み豊かな環境の保全と創造」と題した計画書を年度内に作成してまいりたいと考えております。

また、地球温暖化防止実行計画については、庁内検討委員会を設置し、最終の詰めを行っているところでございます。

まず1点目の質問の推進組織についてでございますが、この計画の実効性を高めるため、市民及び事業者のほか、各種団体を巻き込んだ市民環境会議を設立してまいります。

2点目の地域推進計画の目標設定の考え方でございますが、策定委員会で検討をしたところでございますけれども、市民及び事業者が共通して取り組める事業を選定し、それぞれの目標数値を設定していくということにしております。また、茨城エコ事業所登録については、この事業量目標の設定を考えております。

3点目の補助金については、地球温暖化防止対策地域推進計画の策定の中で検討をしております。国及び県の動向を見きわめながら、必要に応じて柔軟に対応をしていきたいと考えております。また、職員の増につきましましては、現在3つの計画を策定しておりますけれども、常に職員は事業化を念頭に置いて議論をしながら原案を作っております。かなりの部分において職員はイメージを持っていると認識をしておりますが、必要に応じて判断をした場合には職員の増も検討をしてみたいと思っております。

続きまして、墓地の環境整備についての中で、瑞竜霊園のバリアフリー対応についてお答えをいたします。

議員発言のとおり、主要通路は舗装になっておりますけれども、区画内の歩道は砂利敷きになっているところでございます。合併前に整備された市営墓地も各地区にございまして、それぞれの整備条件で永代使用料を設置し、経営を行っているところであります。議員発言のとおり、管理料も統一されていないところでございます。今後、早急に墓地の経営のあり方の方針を定め、それに基づいて今後の墓地の経営を行っていききたいと、そういうふう考えております。

なお、今後整備するものにつきましては、バリアフリー等の問題も検討してまいります。先ほど言いましたように、当然、永代使用料等の改定もそのときには検討をせざるを得ないというように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

続きまして、瑞竜霊園の需要と供給ですけれども、平成19年度までに1,570区画を整備し、現在、残り1区画となっております。また、今年100区画造成をしております。全体計画が2,488区画、818区画の残地ということになります。当面の需要には対応できるものと考えております。しかし、将来的には地方公共団体の責務として、宗教法人等への適正な経営許可や市経営の瑞竜霊園市営墓地の有効活用を図り、対処してまいりたいと思っております。

以上です。

議長（黒沢義久君） 教育長。

〔教育長 小林啓徳君登壇〕

教育長（小林啓徳君） まず最初に、本市の学校教育における環境学習に対する取り組みについてのご質問にお答えをいたします。

小中学校教育における環境教育の取り組みにつきましては、地球温暖化の問題や自然環境に関する身近な課題に体験を重視した学習を実践しております。教科や総合的な学習の時間で地球温暖化や環境破壊等の環境問題を継続的、系統的に学び、地域の特色を生かしながら自分たちに何ができるかを考え、クリーン作戦、リサイクル運動、ごみの分別等の体験的な活動を通して実践力を培っております。

世矢小学校の取り組みを紹介いたしますと「私たちができる環境問題 弁天川の自然と対話して」、これを主題に弁天川の生き物を調べ、水質調査、ビオトープでの飼育活動、昇降口に弁天川水族館を作成し、弁天川を守っていこうとする意識を高める実践を行っております。

環境教育につきましては、子どもたちからの意識付けと実践力が重要となりますので、児童生徒が学校で学んだことを実際の生活に生かせるよう、今後とも力を入れて取り組んでまいります。

続きまして、青少年健全育成市民の会の組織、事業の統一についてのご質問にお答えをいたします。

議員ご発言のように、青少年を取り巻く環境は憂慮すべき状況にあり、将来を担う青少年の健全育成は非常に大きなテーマでございます。青少年健全育成市民の会の活動に対しまして、心から敬意と感謝を申し上げます。

さて、青少年健全育成市民の会の組織統合に向けてのこれまでの経過を説明いたしますと、合併前の平成16年11月に統合の基本方針として、次の3点が定められております。1つとして、現組織は支部として位置付け、本部組織を新設する。2つとして、支部活動は当面継続するが、協議機関を設置して5年を目途に組織を一本化する。3つとして、研修事業など統一できる事業は本部事業として選考し、一本化するということでございます。この方針に基づきまして、平成17年11月に、青少年健全育成常陸太田市民の会本部が設立され、本部と4つの支部体制となり、現在に至っております。

ご質問1点目の組織の体制の一本化に向けての整備取り組み状況と課題でございますが、現在、21年度からの一本化に向けまして、本部理事会や支部の会議などが重ねられておるところでございます。組織統一の課題となりますのは、町会単位に町推進委員会の設置や公民館単位に地区

推進協議会の設置を明確にすること。また、部会制、いわゆる育成部会、家庭部会、環境部会をとり、より機動的で全市一体的に活動できる組織にしていこうという点でございます。

2点目の推進事業面における統一の見直しでございますが、先ほど申し上げましたように3つの部会制をとっていく方向ですので、そうなりますと、全体的に一体化や公平化が確立されていくものと思っております。

なお、地域ごとの特色ある活動につきましても、今までと同じように町会単位や地区推進協議会の事業によりできるものと考えますので、全体的にも地域にもよりよい活動を展開していただけるものと期待をいたしております。

青少年健全育成市民の会は、健全育成の活動を積極的に展開をしていただいておりますので、今後とも議員の皆様を初め、全市民の皆様方のご支援、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

議長（黒沢義久君） 3番鈴木二郎君。

〔3番 鈴木二郎君登壇〕

3番（鈴木二郎君） ただいまご答弁ありがとうございました。2回目の質問と要望をさせていただきます。

環境基本計画についてでございますが、まず、環境基本計画の1点目といたしまして、二酸化炭素排出量の削減を効果あるものとして取り組むためには、低減取り組み施策や低減目標を明確にした推進計画の策定が重要と考えます。すなわち、市民、事業者、行政のそれぞれ三者の推進事項と低減目標を明確にして、連携、協力のもと推進することは必要不可欠であります。

この推進事項と低減目標を設定するに当たって、現在市内でどのくらいの二酸化炭素が何から排出されているのかを把握する現状分析が必要に思われます。すなわち排出源として何が問題で、どのように何をどのくらい低減しなければならないかを見きわめるため、三者についての実態調査、分析をどのように進めていくのかお伺いをいたします。

2点目といたしまして、二酸化炭素排出削減を図るためには、環境負荷の少ない環境に配慮した物品を購入するグリーン購入についても推進することが必要と思われませんが、この環境に配慮した物品を選択するグリーン購入計画についてどのように考えているかをお伺いいたします。

最後に市長にお伺いいたします。今回の環境基本計画は、かけがえのない環境を守り育て、後世に引き継ぐ極めて重要な計画であります。環境元年と位置付け、総力を上げ取り組むとのことですが、今後のまちづくりに関する新たな事業や政策において、投資効果等の検討のほか、環境的に見てどうなのかと、どうすべきかというような確認、検討、すなわち事業計画を環境というフィルターを通して判断していただければと思っておりますが、どのようにお考えかお伺いをいたします。

健全育成市民の会の組織、事業の見直しにつきましては、平成21年度達成に向け、鋭意検討中とのことですので了解をいたしました。

青少年健全育成を図ることは、将来の安全・安心で「人、地域がかがやくまち」、すなわち将来の常陸太田市を担う若者の育成にあって極めて重要であり、ぜひ、効果的な組織、事業が確立されますよう要望をしておきます。

それから、最後に市営墓地の運営についてであります。市営墓地の整備につきましては、いろいろと対応が難しい点があることは理解いたしました。墓地の中の通路につきましては、やはり高齢者や障害者のためにも親切な対応をしていただければと考えます。砂利道も重量物が通るわけではありませんので、簡易的な舗装、これらの検討していただければ、車いす等でも容易に一人で墓地に行けるようになると思いますので、今後ともこれらについて検討していただきますよう要望いたします。

さらに、先ほどもありましたように、今後の公営墓地の造成につきましては、できるだけバリアフリーやフラット化、階段を少なくするなどの施策を講じていただきますよう要望いたします。

また、公営墓地については、個人墓地、共同墓地とも、埋葬法から見ますと区画商品化はできないことから、ますます公営墓地の需要が増大するものと思われれますので、計画的な対応をお願い申し上げ、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（黒沢義久君） 答弁を求めます。市長。

〔市長 大久保太一君登壇〕

市長（大久保太一君） 市が策定いたしますさまざまな施策に関して、環境の視点からの評価をして事業を行うようにというふうなお問い合わせに対しましては、議員おっしゃられるとおりでありまして、そもそも市の総合計画、この柱となる環境基本計画を今回策定をしようという考えに至ったわけでありまして、分野別、個別のそれぞれの計画について、この環境の視点からこれを入れていくということで、その調整、あるいは整合性をとった基本計画としたところであります。新しい事業を起こします場合の環境に対しての評価を入れて判断をしていきたい、そういうふうにあります。

議長（黒沢義久君） 市民生活部長。

〔市民生活部長 五十嵐修君登壇〕

市民生活部長（五十嵐修君） 環境基本計画の2回目の質問にお答えをいたします。

第1点目のCO<sub>2</sub>削減の目標設定についてでございますけれども、策定委員会の中でも一番議論になった部分でございます。市独自にCO<sub>2</sub>の発生量の調査を行うことはできませんが、県の示す指標を活用しながら分析、検証する方法で市の削減目標を定めてまいりたいと考えております。

2つ目のグリーン購入計画でございますけれども、地球温暖化防止実行計画、これは第1セクターであります市役所内の温暖化計画でございますけれども、先ほど言いましたように庁内検討委員会で今検討をしているところであります。当然、購入に当たってはグリーン購入計画をもとに購入するようというふうなことで定めてまいりたいと考えております。

以上です。

議長（黒沢義久君） 午前の会議はこの程度にとどめ、午後1時まで休憩いたします。

午前11時48分休憩

午後1時00分再開

議長（黒沢義久君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次、26番宇野隆子君の発言を許します。

〔26番 宇野隆子君登壇〕

26番(宇野隆子君) 日本共産党の宇野隆子です。年の瀬を迎え、自動車産業を初めとして、大企業が派遣者社員や期間社員などの非正規雇用の労働者を大量に解雇する計画を次々に発表し、派遣切り、雇いどめの嵐が吹き荒れています。突然の通告によって職を失い、寮を追い出され、住む場所さえ奪われ寒風の中に放り出される事例が続出しております。政府の調査で非正規労働者の解雇は3万人を超えていますが、その実態ははるかに上回り、深刻な社会問題になっています。雇用の破壊、貧困と格差の拡大に加え、原材料の高騰や売り上げの減少による中小企業や農業の経営の危機など、アメリカ発の金融危機による影響とあわせ、国民の暮らしは悪化し続けております。

日本共産党は、人間として大切にされる雇用、労働のルールの確立や、後期高齢者医療制度の廃止などの社会保障の充実を目指して、アメリカ、財界、大企業中心の経済、政治、外交から、国民の暮らしと平和を守る社会へ、国民本位の政治の実現に全力を尽くすものです。

市政においては、住民の福祉の増進という地方自治の原点に立ち、市民の暮らしと福祉を守るために、あらゆる手だてを尽くすことが必要です。私は、こうした立場から通告に基づいて質問を行います。

最初に、緊急経済対策について伺います。

生活必需品などの物価高や原油高の直撃を受け、生活に苦しむ世帯は拡大を見せております。内閣府が発表した物価上昇に関する国民生活モニター調査においても、食料品や石油製品等の値上げによって家計が影響を受けていると感じている世帯の割合は99.2%にも達しているなど、家計への負担は大きなものとなっています。また、原材料等価格の高騰は、とりわけ中小企業に対し深刻な影響を与えており、当市の地域経済にとっても大きな打撃となっております。

さらには、証券会社リーマン・ブラザーズの破綻に端を発する世界的な株価の暴落など、アメリカ発の金融不安が拡大を見せる中で、日本国内への景気への影響もさらに深刻化する懸念が強まっています。11月の民間調査では、企業倒産が6カ月連続して100件を超えました。そのうち不況型の倒産が約8割で、大型倒産が目立つ一方、中小零細業者も高水準で推移しています。

政府は追加経済対策として定額給付金を打ち出しました。昨日はこれらについての質問がありました。経済対策の目玉として出されましたが、ばらまき先も決まらなくて迷走し、最後は自治体に丸投げという最悪の結果になりました。所得制限以外にも財源問題や自治体等の事務費負担など難題山積です。

99年に配られた地域振興券は、交付世帯の多くが生活必需品の購入を現金のかわりに振興券で行ったに過ぎず、当初から指摘されたように、交付金額の多くが貯蓄に回されたこと、景気対策として失敗だったことが明白になっています。

今回の定額給付金も景気対策としては同様に効果が望めず、本気で今の景気をよくしようと思うなら、内需主導で持続的に経済が発展していくようにしていく必要があります。そのことを考

えたら安定した雇用が必要ですし、社会保障の安心も必要です。庶民への減税も消費税の食料品非課税など、貧困や格差を是正していく方向での所得再配分につながる恒久措置が必要です。そういう内需家計を持続的に温める措置を全くやらないでにおいて、1回こっきりの2兆円をばらまいても、経済政策としても意味がありません。3年後の消費税増税がセットという大增税の予告付きで景気がよくなる道理はなく、二重、三重にこれは愚策であり、白紙撤回すべきものです。

そこで、物価高騰に直面している市民生活と中小企業への支援策として、4点について伺います。

まず1つ目は、市単独の緊急融資制度を作ることです。自治金融など既存融資への利子補給、省エネ設備導入への無利子融資などの緊急措置をとることです。

2つ目に、銀行に対して貸し渋り、貸しはがしを行わないよう中小企業への資金供給への責任を果たさせるために、市としても実態調査を行い、年の瀬に向かって中小企業が倒産の危機に直面することがないようにすることが必要です。

3点目に、軽油購入費助成について。国が交付税措置を講じているので、財政難を理由に拒むことは市のあり方が問われると思います。リッター10円とか20円とか額を決めて、また対象者も決めて助成制度をつくることです。

4点目として、既に本市では、指定産業地域等に立地する対象企業等が新規雇用者を採用した場合に、当該新規雇用者数に10万円を乗じて得た額を企業等立地雇用奨励金として交付する制度がありますが、雇用を安定的に確保するために、正社員を採用した市内中小企業への助成を提案したいと思いますが、ご所見を伺います。

2番目に、茨城交通の今後の見通しと対応について伺います。

茨城交通が破産し、民事再生法に基づく申請を行っております。県の説明では、来年1月に水戸地裁に再生計画草案を提出し、スポンサーと基本合意書を締結し、2月下旬に新会社を設立、7月に株式を譲渡するそうですが、350名余の従業員の生活がどうなるのか、公共交通としての役割がどうなるのか心配です。

日本共産党の県議団、市町村議員団は、9日、茨城交通本社で竹内社長、役員と話し合いを持ちました。バス路線の存続、維持については、県が主体となり、地方運輸局、関係市町村、関係事業所で構成する地域協議会を設置することになっております。ここでの市町村の対応が極めて重要だと思います。民事再生法を申請し、経営存続に努力していることは新聞でも報道されておりますが、今後、不採算路線が見直し、廃止になると、公共交通の足が奪われることになり、その影響は少なくありません。路線の廃止が予想される地域についての対応はどのように考えているのか。本市として茨城交通との協議などを行う計画があるのかどうか伺います。

3番目に、道路改良による旧保健センターの問題について伺います。

旧保健センターは、合併後、市産業部等が入居するために、平成18年に約655万円をかけて改修等を行い、現在は、産業部と農業委員会、1階にはシルバー人材センターが入っております。しかし、現在工事が行われている日立笠間線のトンネル化に伴う道路拡幅によって、平成21年度中に撤去するという方向が示されております。旧保健センターは平成3年に完成し、17



年間にわたって市の重要な施設として使われてきております。今さらと言われるかもしれませんが、十分に使用できる建物を壊すことに対して、市民からも情報不足、税金の無駄遣いではないか、きちんとした見解を示してほしい、このような声が出ております。撤去に際しての経過、今後どうなるのか、残すことはできないのか、このような点を伺います。

また、なぜ、18メートルもの道路幅が必要なのか。全員協議会の場において、市長は道幅18メートルは必要ないということで県と折衝してきたと説明もありましたが、こうした点も含めて伺います。

4番目に、全国いっせい学力テストの公表問題と今後について伺います。

文部科学省が全国一斉に行った学力テストの結果を市町村や学校単位で公表するかどうかが全国各地で大きな問題になっています。県教育委員会委員長は、市町村教育委員長あてに異例の依頼文を送付しました。その内容は、テスト結果を教育現場だけでなく保護者や地域と共有することは、学力向上の課題を明らかにし、学校、家庭、地域が連携して子どもたちの健全育成に資するため、結果公表による活用が望ましい。前向きに検討するように。こういうものです。結果公表は、学校の序列化やテスト成績競争の激化などによる教育の荒廃を招きます。教育の荒廃を防ぐことを何よりも優先することが当たり前だと思います。結果公表は行わないことを求めますが、ご所見を伺います。

全国学力テストの公式の目的は、全国的な学力の調査です。それなら数パーセントの抽出調査で十分です。生徒個人の学習への指導も目的とされていますが、数カ月後に返されるようなテストでは役に立ちません。また、こうしたことに毎年十数億円もかけ、多額の税金を使う点についても無駄遣いの典型です。使うなら教員数を増やすなど、ゆきとどいた教育のために、子どもたちを少しでも丁寧に教えられるようにすべきではないでしょうか。

私は繰り返し指摘してきましたが、全国いっせい学力テストを行えば、順位を競い、テストの点数を上げるための競争の教育に拍車がかかることは必然です。過度の競争は、子どもたちからじっくり考え学ぶ楽しみを奪います。全国いっせい学力テストは廃止以外に道はないと思いますがいかがですか。県教委が行っております全員参加の学力診断テストとも時期が重なる全国いっせい学力テストに今後参加しないことを求めますが、教育長のご見解を伺います。

5番目に、介護保険制度第4期事業計画について伺います。

高齢化が進む中で、介護保険制度の充実は、安心して老後を送りたいというすべての高齢者、国民の願いです。しかし、この制度は、スタート当初から高すぎる保険料や利用料、介護の必要度を正しく反映できない要介護認定の内容、介護サービス基盤の不足などに批判の声が上がり、2005年度の改定では軽度とされた人を中心に、予防、自立支援の名のもとに介護サービスの取り上げや利用料の抑制がひどくなっております。介護報酬が削減され、経営が悪化、介護労働者の労働条件が劣悪になり、深刻な人材不足が広がっております。

私は9月定例会で、基金5億3,000万円を取り崩し、保険料の引き下げを求めました。そのときの答弁では、保険料について基金を活用し、抑制を図っていきたいとのことでした。保険料についておおよその額が決定したのかどうか伺います。既に常陸大宮市では、所得段階を増やし

て値下げを発表し、東海村では値上げの意向を示しています。

次に、利用料の減免の拡充についてです。市独自の減免制度としては、現在、訪問介護サービスだけが利用者負担額の10分の7となっています。訪問入浴介護、通所介護、短期入所生活介護の利用料減免についての見解と利用状況について伺います。

特養老人ホームの待機者が、今年度4月1日現在で273名もいると聞いております。在宅ではやっていけず、入所希望されている方が多いと思いますが、どのような対応をされているのか伺います。

6番目に、無保険の子どもに対する保険証交付について伺います。

厚生労働省の調査で、親が国民健康保険の保険料を払えないために国保証を取り上げられ、無保険状態になっている中学生以下の子どもが、全国で約3万3,000人に上ることがわかりました。この問題で、厚労省は資格証交付に関する通知を都道府県に送付し、国民の運動の反映で機械的発行を厳しく戒めております。資格証明書が発行されれば、病院窓口で全額の医療費負担を強いられ、さらに市独自の医療費助成制度も適用外になってしまいます。

親が経済的に大変でも子どものせいではありませんし、親が、例えば悪質な滞納者であっても子どもの罪ではありません。保険料の滞納は子どもに一切責任がありません。自己責任ではなく、国や自治体が子どもを守り育てる責任があり、資格証明書そのものを発行すべきではないと思います。当市の無保険状態の子どものいる世帯数、人数については、昨日の同僚議員の質問で、2世帯中学生二人とのことですが、今後どのように対処しようとしているのか、お考えを伺いたいと思います。

いろいろと事情はあると思いますが、まず大事なことは保険証の交付ができるようにすべきではないでしょうか。また、無保険の子どもに対する保険証については、4カ月の短期保険証ではなく1年間の保険証こそ発行すべきではないでしょうか。ご所見を伺います。

7番目に、子どもの医療費無料化の拡充と所得制限の撤廃について伺います。

子育て中の親の最大の関心は、子どもが健康に育てほしいと願っていることです。子どもは病気にかかりやすく重症化することもあるとあって、早期発見、早期治療が不可欠です。子どもの様子がおかしいなと思ったらお医者さんに連れて行く、この当たり前のことがお金の心配をせずにできるようになることが若い世代から求められています。医療費助成は、子育て世代に平等に行き渡る経済支援策とする子どもの医療費の無料化の流れは全国で広がっております。

東京都の例ですが、港区、台東区、北区では、中学3年生まで既に通院、入院、食事代がすべて所得制限なしで無料となっております。本市では、重点施策の中で、最初に子育て世代を中心とした環境等の支援を上げています。今年度、市独自で小学校3年生までの医療費無料化を実現されましたが、当面6年生までの無料化の拡充を求めたいと思います。

償還払いとなっている方法が現物支給となれば、子育て世代にとってどれほどの大きな安心を得ることになるでしょう。ぜひ、この問題についても検討していただきたいと思いますが、ご所見を伺います。

もう一つは、これまで何度も求めてまいりました所得制限の撤廃です。なぜいまだに外せない

のか、撤廃を検討されているのか、ご所見を伺います。

8番目に、公的保育制度の改変について伺います。

保育制度の改悪をねらう政府内の動きが大詰めを迎えております。これが通れば全国2万カ所の保育所は騒然となると、全国保育協議会副会長が懸念の声を上げております。今の保育制度は、児童福祉法第24条の市町村の保育実施義務に基づき、国の最低基準を満たす認可保育所への入所を希望する人は市町村に申し込み、市町村が優先度の高い順に入所を決定しております。保育料は、同一市町村内の認可園では、公立、私立とも同額、収入に応じて払う応能負担です。この制度のもと、日本の保育は大きく発展し、地域に根付いてきました。ところが、これを根本から変え、利用者と事業者が直接契約を結ぶ方式を導入する方向で結論を出そうとしております。

具体的に幾つか挙げますと、市町村が保育の必要度を認定、保護者は指定された事業者の中から保育所を選び、入所を申し込んでサービス内容や保育料についての契約を結ぶ。料金はサービスに応じた応益負担となる。市町村は、定員以外の申し込みがあった場合の調整など、限定的に管理をするだけといった仕組みになる案などが議論されております。国や市町村の法的責任を後退させることは保育の安心感を崩すものです。保育の市場化が加速されれば、劣悪な事業者の参入を防げず、質が低下するおそれがあります。企業建ての保育所「ハッピースマイル」が、親会社の倒産で一斉閉園した事件も起きたばかりです。改変に対するご見解を伺います。

また、本市において、これまでの保育制度は改変すべきではないと国に求めていただきたいと思います。と思いますが、お考えをお聞かせください。

最後に、9番目として、森林バイオマス再利用施設のダイオキシン排出問題について伺います。

森林バイオマス再利用施設において、通常の100倍ものダイオキシンが検出された問題を3月議会で取り上げて、ダイオキシン発生の問題、測定、分析結果への対処の問題、分析の時間の問題、危機管理が欠如の問題などを指摘し、質問をいたしました。それに対して、排ガスの一部がダンパーに堆積したばいじんが完全に密封されなかったのが発生原因。炭化炉稼働前にダンパーの状態を点検項目に追加した。温度測定箇所を増やし温度確認を強化する。このような答弁でした。ダイオキシンが漏れ出した原因のみの答弁で、なぜダイオキシンが発生したのか、ダンパーになぜ堆積したのかなどの発生原因については明らかにされませんでした。地元の住民からも、本当に大丈夫なのかよく調査してほしい、こういう問い合わせがありました。その後の施設の稼働、点検、ダイオキシン測定検査がどうなっているのかお伺いいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

議長（黒沢義久君） 答弁を求めます。産業部長。

〔産業部長 赤須一夫君登壇〕

産業部長（赤須一夫君） まず初めに、県緊急経済対策についてお答えいたします。

本市独自の融資制度を創設する考えはとのことでございますが、既に国、県が別枠でそれぞれ5,000万円の融資限度額を設定し、原材料価格高騰対応緊急保証制度を創設しております。本市にも中小企業事業資金融資制度があります。広範囲に利用されている状況でございます。本市といたしましては、これらの制度が積極的に活用されるよう広報活動を行い、中小零細事業者を

支援してまいりたいと考えております。

次に、貸し渋り、貸しはがしの実態についてお答えいたします。

商工会への相談状況の確認をしたところ、融資あっせんにより、保証協会が保証しても金融機関が融資を実行してくれないとの相談がありました。このことですが、日本政策金融公庫の融資をあっせんしたことで資金繰りには支障がなかったとの内容を得ております。

また、原油価格が高騰していたが、購入に対して市として補助する考えはあるかとのことですが、品目ごとの支援策ではなく、さきに説明いたしました原材料価格高騰対応緊急保証制度により、中小企業の支援をしてまいりたいと考えております。

さらに、雇用促進を図るため、奨励金の交付の考えはとのことですが、市民の就業促進施策としまして、今月1日に開所いたしました常陸太田市地域職業相談室の業務を通して、就業のあっせん、紹介を行ってまいりたいと考えております。

次に、森林バイオマス再利用促進施設のダイオキシンの排出問題についてお答えいたします。

ダイオキシン類の排出に伴い、県へ提出いたしました改善計画に基づいた実施内容は、堆積したばいじんの除去として、冷却塔、排気筒、ダクトの洗浄を実施し、排ガス漏えい対策としてダンパー本体及びデスク面の洗浄、ダンパーデスクを交換しました。また、バグフィルターには、活性炭入り消石灰を使用し、能力向上を図ってまいったところであります。

炭化炉稼働開始後のダイオキシン類の測定状況は、2月6日に県廃棄物対策課によるダイオキシン類の測定が実施され、その分析結果につきまして、3月28日に通知がありました。結果といたしましては、排出ガスの測定値は0.34ナノグラムであり、ダイオキシン類対策特別措置法の基準値5ナノグラム以下であり、判定は適合でありました。また、法定によるダイオキシン類測定を8月28日に実施し、その分析結果報告が10月15日、委託業者であります日立共和エンジニアリングから提出されました。結果としましては、排出ガスの測定値は0.040ナノグラムであり、ダイオキシン類対策特別措置法の基準値5ナノグラム以下であり、判定は適合でありました。現在は正常に運転しております。

以上でございます。

議長（黒沢義久君） 政策企画部長。

〔政策企画部長 江幡治君登壇〕

政策企画部長（江幡治君） 茨城交通の今後の見通しと対応についてのご質問にお答えをいたします。

茨城交通のバス路線につきましては、現在のところ廃止の話聞いておりませんが、そのような場合には、茨城交通と協議を行いまして、その必要性について十分に検証を行います。そして、これまで同様事業者支援を行い、路線の維持をしてまいりたいというように考えております。

以上でございます。

議長（黒沢義久君） 保健福祉部長。

〔保健福祉部長 綿引優君登壇〕

保健福祉部長（綿引優君） 保健福祉部関係の3点の質問にお答えをいたします。

最初に、道路改良による旧保健センターの問題についてのご質問の中で、撤去か否か及び撤去であれば、撤去に至った経過についてのご質問にお答えいたします。

保健センターは平成4年3月に完成をいたしました。その後、平成8年12月に施設南側の木崎稲木線の都市計画が決定がなされました。平成13年5月には、保健・福祉業の中心施設として保健・福祉分野が一体となり、市民の健康の保持増進及び福祉の向上に資することを目的とした総合福祉会館がオープンをし、保健センターの機能は移転をしております。

平成19年8月31日、行政経営会議において、当該道路の平成22年度供用に向け、支障となっている保健センターの移転等について改めて協議を行い、建物本体の切り取り案、再築案、解体案についての検討を行っております。結果といたしまして、保健センター機能を持つ総合福祉会館があること、市の財政負担が最少であることなどから、解体が最適であると決定をいたしました。

次に、無保険の子どもに対する保険証の交付についてであります。議員ご承知のとおり、1年を経過してもなお保険料の納付のない世帯に対しまして、法律の規定により、被保険者証にかわって資格証明書を交付することとなっております。納付相談、臨戸訪問を行い、さらに被保険者証の返還を予告するなど、接触を試みてもなお接触のできなかった世帯に対し、国保税を納めている者と納めていない者との負担の公平化を図る観点から、やむを得ず資格証明書を交付しているところでございます。

無保険の子どもの解消に向けて、該当世帯の臨戸訪問を実施、接触が図れた世帯から、納付相談の中で分納や納付誓約を取り交わした上で短期被保険者証を交付してまいりました。昨日答弁したとおり、11月30日現在、保険証をお渡しできない子どもの数は、2世帯の中学生二人となっております。今後もこうした取り組みを継続的に実施しながら、無保険の子どもの解消に努めてまいりたいと考えております。なお、この件につきましては、今般国におきまして、制度を見直して積極的に救済していこうとする動きがありますので、それらの動向についても注視してまいりたいと存じます。

続いて、子どもの医療費無料化の拡充と所得制限の撤廃についてお答えをいたします。

本市では、ご案内のとおり、本年度4月から新たな市の単独事業といたしまして、小学校1年生から3年生までの児童に対して、乳幼児のマル福制度と同様の考え方で医療費の支給を行っているところでございます。これはあくまで市の単独事業としての取り組みですので、受給者の皆様には一たん医療機関等で一部負担金をお支払いいただき、それらの領収証等を添付して市役所へまとめて申請をいただきまして、申請書から給付額を計算し、後日届け出口座に振り込むという、いわゆる償還払いの方法により医療給付を行っているところでございますが、受給者の皆様の申請手続の軽減、支給事務の迅速性や正確性、効率性、さらには受給者の皆様に対する公平な給付といった観点から、給付方法などに幾つかの課題、現物給付化などがございますので、関係機関と協議を行いながら、その見直しを行っていく必要があると考えているところでございます。

次に、議員からご発言の小学校6年生までの拡大及び所得制限の撤廃といった視点につつまし

ても、十分検討を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（黒沢義久君） 建設部長。

〔建設部長 富田広美君登壇〕

建設部長（富田広美君） 道路改良による旧保健センターの問題についての中で、建設部関係のご質問についてお答え申し上げます。

道路の幅員が18メートルで決定された理由についてでございます。

都市計画道路は一般的に将来の交通量や道路の利用形態などによって道路の幅員等を定めることになってございます。通常、自動車が通行する車道の上下車線、それから歩行者が通行する歩道を両側に確保することから、少なくとも12メートル程度の幅員が必要となってまいります。都市計画道路木崎稲木線の幅員は、この12メートル程度の幅員のほかに、この道路が西バイパス、国道349号の現道、国道349号バイパスと次々と交差するため、上下車線のほかに右折車線を連続して確保したことから15メートルの幅員が必要となりました。さらに市街地を通過するため自転車を利用される方が数多く見込まれますことから、自転車と歩行者の安全な通行を確保する必要もあるとして、両側の歩道幅を広げまして全体を18メートルとしたものでございます。

一般的に道路を拡幅する場合は、関係する地権者の皆様に等しく負担をいただく観点から、両側に拡幅することとしておりますが、この都市計画道路木崎稲木線につきましても同様に両側に拡幅する計画でございます。

事業主体になります県におきましては、この道路を幹線道路として整備するには、都市計画決定の幅員である18メートルが必要であるということでございます。また、関係する地権者の皆様方からの用地買収も進んでおりますことから、道路整備後も旧保健センターが移転しないということは、買収の協力をいただいた市民の皆様に対しましても、道路の必要性を説明し、事業の早期完成を要望してきました市が事業に協力しないというような問題が生じることとなります。このようなことから、移転に向けての検討の結果、解体することになったものでございます。

議長（黒沢義久君） 教育長。

〔教育長 小林啓徳君登壇〕

教育長（小林啓徳君） 全国学力・学習状況調査結果の公表問題と今後についてのご質問にお答えをいたします。

この調査の本市の結果公表につきましては、調査結果が学力として的一部分であること、対象とする学年や実施教科が限定されていること、学校間の序列化や過度な競争につながると考えられるため、これまでどおり公表はいたしません。市教育委員会といたしましては、各学校に対して、市全体の傾向と指導上の改善点として、結果から見た本市の課題やその解決を図るための授業改善の視点を示しております。これを受け、各学校においては自校の状況を分析し、課題や改善等を学校だより、あるいは学年だより、保護者懇談会等で知らせ、保護者とともに児童生徒を育てる教育活動をしております。

教育委員会といたしましては、この調査の目的を踏まえ、学習指導法の改善や児童生徒一人ひとりへの支援に活用し、本市の学力向上に役立てたいと考えております。

なお、今後についてでございますけれども、本市教育指針の一人ひとりの個性を生かし、きめ細かな教育を推進しますという目標や、この調査の実施目的から、児童生徒一人ひとりに有効活用できていると考えておりますので、来年度も参加をする考えでおります。

議長（黒沢義久君） 福祉事務所長。

〔福祉事務所長 深澤菊一君登壇〕

福祉事務所長（深澤菊一君） 福祉事務所関連のご質問にお答えいたします。

最初に、第4期介護保険事業計画についてのご質問にお答えいたします。

第4期介護保険事業計画につきましては、現在2回ほど第4期常陸太田市高齢者福祉計画策定委員会を開催し、高齢者等実態調査結果に基づき、計画の基本方針や計画の見直し、介護サービスの見込み量の推計、保険料算定に係る事務手続等について審議してきたところでございます。

今回、介護従事者確保の観点から介護報酬の改定が見込まれておりますが、サービスごとの改定率など詳しい内容が国からまだ示されておりませんので、見込み量が出せない状況であり、現在、改定率の情報を待ちながら最終的な推計作業を行っているところでございます。

なお、保険料につきましては、給付費の伸びに伴い保険料が上がるのが予想されますが、基金を活用し保険料を抑制する考えでございます。また、平成16、17年度の税制改正に伴う激変緩和措置が平成20年度で終了いたしますので、第4期計画についても同水準の保険料軽減措置を講じていくことといたしております。

なお、利用状況につきましては、介護度1から5における11月の状況でございますが、訪問入浴介護につきましては、33件で153回、それから通所介護 デイサービスでございますが、508件数で4,031回数、短期入所生活介護 ショートステイでございますが、167件数で1,521というふうな状況になってございます。

次に、サービス利用料の軽減につきまして、通所介護、短期入所生活介護、訪問入浴介護などのサービスについても拡充できないかという質問でございますが、現在、市単独事業として、訪問介護を利用する低所得者を対象に、利用者負担の軽減措置を行っているところでございます。制度上の低所得者対策としての1割の自己負担の上限額が、月1万5,000円となっていること、短期入所生活介護を利用した場合の食費、居住費に上限が設けられ、自己負担分の軽減がなされております。

また、制度上、介護サービスについては1割の利用者負担が原則となっており、また、他の介護サービスとの整合性がとれなくなるということから、現時点では訪問介護以外のサービスへの拡充は考えておりません。

次に、特別養護老人ホームの入所待機者について、どのように考えているのかとのご質問でございますが、待機者につきましては、現在346名となっており、そのうち市内の待機者は273名となっております。市内の待機者の状況を見ますと、在宅の方が74名、病院に入院している方が110名、他の介護施設に入所している方が89名となっております。

在宅の待機者につきましては、訪問介護、デイサービス、ショートステイなどの現在のサービスを組み合わせた対応と小規模多機能型居宅介護、グループホーム等のサービスを活用しての対応を考えております。

また、平成22年3月までに、市内に1カ所の老人保健施設100床が整備される予定となっておりますので、特別養護老人ホームの待機者についても入所の対応が図られることから、待機者の改善が見込まれるものと思われまます。以上でございます。

続きまして、公的保育制度の改変についてのご質問にお答えいたします。

保育園につきましては、少子化の進行並びに家庭及び地域社会を取り巻く環境の変化などに伴い、仕事と子育ての両立を支える子育て就労支援施設としての、また、園児にとっても学ぶ場であるとともに、人間形成を培う重要な時期に生活時間の大半を過ごす場ともなる大切な児童福祉施設であると考えております。このため、保護者から、また地域からの子育てに関する支援につきまして、多様な保育ニーズに対応するために子育て支援センターの設置、また特別保育事業として延長保育や一時保育、こういったものを行ってきております。

ご質問にございました国等の規制会議、こういった中において保育制度の見直しも検討されるという動きもございますが、今後も保育指針の内容に沿い、保育園の公的性や特性、保育機能に配慮するとともに、保護者や地域にとっても安心できる保育環境づくりをさらに進めてまいりたいと考えております。

なお、国への要望につきましては、まだ国より内容等も示されておりませんので、今後の推移を見守っていきたいということで考えてございます。

以上でございます。

議長（黒沢義久君） 26番宇野隆子君。

〔26番 宇野隆子君登壇〕

26番（宇野隆子君） 2回目の質問を行います。

まず最初の緊急経済対策についてです。

国の緊急制度、それから県のセーフティネット等々ありますけれども、私が先ほど質問をしたのは、答弁にもありましたけれども、銀行への貸し渋り、貸しはがし、この実態がどうなっているのかということで、実態把握について伺いました。商工会に伺ったところ、融資を実行してくれないと、最初はこういう声があったということでも、まあ何とか解決したという先ほどの話でしたけれども、なかなか今は貸してもらえないと、こういう状態が続いているわけです。本当に返す見込みのある人が何とか自治金融を借りられるということで、本当に何ともならない人が借りられないと。だから、そういう中小零細業者に対して、市独自で200万円とか300万円とか期限を区切って、緊急の制度としてこういうことができないかということをお伺いしたわけです。そういうことですので、もう一度ご答弁をお願いしたいと思います。

それから、この奨励金の交付ですが、地元で正社員として採用した場合に、1人当たりの助成額を市が独自ですということですが、これについてはちょっと答弁がすれ違っていると思うんです。相談所を作ったのでというようなことで話がありましたけれども、相談所は就職、就業を



希望する方の相談に乗るというところですので、地元の会社がそういうことで正社員として採用したときに工業団地に奨励金を出しておりますけれども、そういった方法でその雇用の促進、安定のために市独自の制度を図ってほしいと、こういう質問をしたわけです。これについてももう一度ご答弁をお願いいたしたいと思います。

茨城交通の今後の見直しと対応については、民事再生法が適用された場合に、今後、今までどおりにはいかなくなると思うんです。そうしたときにどうするのかということを質問いたしました。当然、見直し、廃止路線が出てくるのではないかと。そういう場合に本市としてはどのような対応をしていくのかと、このことについてもご答弁をお願いいたしたいと思います。

3番目の道路改良による旧保健センターの問題についてですが、産業部長から、また保健福祉部長から答弁がありましたけれども、私は旧保健センターについてですけれども、この都市計画が平成8年に決定されておりまして、その後、今20年ですから12年間たっているわけです。その間には保健センターが道路にはかからないとか、いやぎりぎり残るとか、いろんな情報が飛び交っていたわけです。私自身もつい最近まで、何とか保健センターは残るのではないかという認識でいたわけです。ところが今年度の当初予算の中で、食堂の改修をしてそこに保健センター解体後の産業部、農業委員会が入るんだと、そういうことが着々と進められていたということです。

道路について、最低12メートル、歩道も広げて15メートルということでありましたけれども、買収をしてくれた方々の云々ということは、これは見直しをしたときに市が責任を持ってもう一度納得していただくと。買収は買収した、それで結果はいいと思うんです。情報不足ももちろんありましたけれども、このように、今使っている、まだ17年間、これからまだまだ改修もしながら、維持管理しながら使える施設をなぜ解体しなければならないのか、税金の無駄遣いに私はつながると思うんです。やはり補償はあっても出どころは同じわけです。市は国民の税金を余りに軽く考えているのではないかと、私もそのように考えているわけですが、何とか保健センターを気持ちの上では残してほしいと思うんですけれども、ぎりぎり何メートルあれば保健センターが逆に残せるのか、保健センターを残すために何メートルの道路であればいいのか、逆にお伺いをいたしたいと思います。税金の無駄遣いということについてはどのように考えているのか、これについてもお答えいただきたいと思います。

全国いっせい学力テストの公表問題と今後についてですけれども、来年度も参加するという考えだということですが、非常にこれは企業からのといいますか.....、私は先ほども申しましたけれども、こういう競争を前提とした学力テストは意味がないと。やはり未来を担う子どもたちの前に大人社会が点数競争の道を敷き詰めていいのかという問題があると思います。やはり今こういう問題については考え直す時期に来ているのではないかなと思います。教育委員会において、やはり真の教育を目指す、心身ともに健やかに人間性豊かな子どもたちの成長のために、より一層の力を注がれることを望みたいと思います。

介護保険制度の第4期事業計画についてですけれども、いろいろと答弁いただきました。まず保険料の問題ですけれども、すでに常陸大宮は9月の議会で示しているわけです。東海村も値上

げということですが、そういう意向を示している。当市の場合に、この計画の進捗状況が非常に遅れているのではないかと。3月に出されるということになりますと、今後、何月のころに議会に示されるのかということについてはご答弁いただきたいと思いますが、やはり第4期の事業計画について、さまざまな問題、それから改善してほしいこと等々の意見もないとは限らないわけです。ですからやはり一定の時間がほしいわけです、それが議員の努めでもありますから。そういうことで、ぎりぎり出されては意見が反映できないということになるわけです。ですから、進捗状況がどうなっているのか、それは国の診療報酬の額がまだ見込めないから、しかしながら保険料については基金を使って抑制していきたいということですが、この保険料について、基金を使っての抑制ということをもう少しどうということなのか、大体どのぐらいの見込みといたしますか、見通しは出ていると思うんですが、ご答弁をいただければと思います。

無保険の子どもに対する保険証交付ですが、2世帯で2名の中学生のところにはまだ保険証が交付されていないということですが、やはり今度の国の機械的に行うなということで、いろいろ相手に聞くと、面談その他時間外の訪問などを行っていることを私もわかっておりますが、この2世帯についてはいろんな事情があるのかもしれませんが、とにかく子どものいる世帯には全部保険証は交付すると、住所がわかれば郵送もできるわけですから、とりあえずそういうことをすべきではないかと思うんですが、その残る2世帯についてどういう対応をするのかということについては、もう一度ご答弁をお願いいたします。

子どもの医療費の問題については、前向きな答弁もいただきましたので、ぜひ償還払いから現物支給へ、それから所得制限の撤廃、十分検討していきたいということですのでよろしくお願ひしたいと。6年生までの医療費の拡充については、私が答弁を聞き洩らしたのかどうか申しわけないんですが、もう一度ご答弁をお願いいたします。

公的保育所制度の改変についていろいろ問題が含まれておりますので、よく今後検討されて、先ほどのご答弁のように、やっぱり保育制度の充実ということについて、しっかりと担ってほしいと思います。必要があれば、内容を見ながら国に対してもこういう改変、改悪はしないでほしいということぜひ求めていただきたいと思います、これは要望しておきたいと思います。

森林バイオマス再利用施設のダイオキシン排出ですが、先ほども申し上げましたが、発生原因について明らかにされなかったということは、なぜダイオキシンが発生したのかと、それからダンパーになぜ堆積したのかと、これは、構造上今のままでいけば、やっぱりこういう前回と同じような状況があり得るということが言えると思うんです。だからそういう面ではそういうことがなかったのかどうか、その点について伺いたしたいと思います。

それから、このダイオキシンの数値ですが、これは本当に5ナノグラム以内の小さな数値が出ているということは結構なことなんですけれども、それにしても発生原因について明らかにされないという、明らかにできない問題が残っている中での検査の数値、これがどうも納得いかないんですけれども、その辺もう少しご説明いただければと思います。

以上で2回目の質問を終わります。

議長（黒沢義久君） 答弁を求めます。政策企画部長。

〔政策企画部長 江幡治君登壇〕

政策企画部長（江幡治君） 茨城交通の今後の見通しと対応についての2回目のご質問にお答えをいたします。

茨城交通からは、現行の路線を維持し、運行を継続するための民事再生手続であり、子会社を設立し、これを分割してバス事業を継続するなど、今後のスケジュールと既存の路線について現行どおり維持していくことの説明がございました。この際、市としましては、現行路線の維持と利用者増につながるダイヤの見直し等について要望したところでございます。

このバス路線につきましては、利用状況等について調査をし、これまでと同様に支援を行って路線の維持をしてみたいと考えております。

議長（黒沢義久君） 建設部長。

〔建設部長 富田広美君登壇〕

建設部長（富田広美君） 道路改良による旧保健センターの問題についての2回目の質問にお答え申し上げます。

道路の幅員をどこまで狭くできれば保健センターにかからないのかということですが、保健センターにかからないようにするためには、歩道の幅員を1メートル程度まで縮小する必要があります。この1メートルでは歩行者のすれ違いは困難になりますし、自転車の通行にも危険が生じるというようなこととなります。そういうことで片側だけという話もございしますが、両側に均等に拡幅しているというところの問題もございしますので、保健センター前だけを狭くするという問題ではないと考えているところでございます。

それから税金の無駄遣いではないかということですが、県のほうでこの道路事業を進めるに当たりまして試算しております費用対効果でございしますが、これによりまして、トンネル工事あるいはこういう用地補償費等を全部総合いたしまして費用対効果のほうを算出しておりますが、十分に効果のほうがあらわれるというようなことを伝え聞いておるところでございます。

議長（黒沢義久君） 産業部長。

〔産業部長 赤須一夫君登壇〕

産業部長（赤須一夫君） 2回目のご質問にお答えいたします。

中小零細企業事業者の資金繰りについては、自治金融、振興金融の融資あっせんにより、安定的な資金運用を支援してみたいと考えております。

それから、雇用奨励金につきましては、新規の進出企業につきましては適用しているものであります。現在のところ、既存の事業所が雇用した場合のケースにつきましては、現状の維持で進めてまいりたいと考えております。

次に、バイオマスリサイクルセンターにおける排ガス中のダイオキシン発生原因の結果であります。1つとしまして、排ガス測定日の運転上の温度管理状況を確認したところ、問題はなかったというのがあります。それから、排ガス処理設備を点検した結果、排ガスの一部がバグフィルター手前に設置されているダンパーからバイパス用ダクトにじんかいが漏れいしていることが確認された、これが2点目であります。それから、バイパス用ダクト等にじんかいが堆積付着して

いることが確認された、3点目であります。バグフィルターの動作確認及び内部点検を実施した結果、異常は見られませんでした、これは4点目であります。

以上の調査の結果から、排気ガスのダイオキシン類濃度が維持管理基準を超えた原因は、排気ガスがダンパーから漏えいしたことが原因であると判断したものでございます。

以上でございます。

議長（黒沢義久君） 保健福祉部長。

〔保健福祉部長 綿引優君登壇〕

保健福祉部長（綿引優君） 2回目の2点のご質問にお答えをいたします。

1点目は、無保険の子どもに対する保険証の交付について、2世帯の対応についてであります。この2世帯からなかなか接触の機会を持っていただけない状況であります。早急に接触を図りまして、保険証を手渡ししていきたいと考えております。

2点目の子どもの医療費無料化の小学校6年生までの拡大についてであります。十分検討を行ってまいりたいと考えております。

議長（黒沢義久君） 福祉事務所長。

〔福祉事務所長 深澤菊一君登壇〕

福祉事務所長（深澤菊一君） 第4期介護保険事業計画につきまして、2回目の質問にお答えいたします。

保険料等につきまして、いつごろ示されるのかということでございますが、今後の計画といたしまして、保険料が固まり次第、1月から2月にかけてパブリックコメントの実施、その後、2月の全員協議会等において報告していきたいと考えてございます。

また、基金につきましても、給付費の1カ月分相当額を確保していきたいということで、今後保険料との兼ね合いで調整していきたいということで考えてございます。

以上でございます。

議長（黒沢義久君） 26番宇野隆子君。

〔26番 宇野隆子君登壇〕

26番（宇野隆子君） 3回目の質問を行います。市長にお伺いしたいんですけれども、この緊急経済対策ですけれども、今本当に銀行では、貸し渋り、貸しはがし、それから売り上げの減少とか、中小企業は本当に大変で、私の知っている企業でも仕事がなく草むしりを敷地内でやったとかという話も聞いておりますが、今本当に路頭に迷う住民を一人もつぐらしない、資金繰りの困難から中小企業の倒産を増加させる事態を引き起こしてはならない、やっぱりそういう構えで本気になって緊急経済対策について取り組むべきではないかと思うんですけれども、そういうことで市長のお考えを伺いたいと思います。

それから、旧保健センターの問題ですけれども、まだ何とかならないのかなということで、やっぱり事業主体の市がしっかりと計画を持って県に対応していかなければならないのではないかなというふうに思うんです。それで、今度の食堂の改修により2,000万円の予算措置をとられておりますが、その他にこのシルバー人材センターは共済の旧保健所の2階に移るとい

とで、今までは広いというか1階にありましたから、ふすま張りや障子張りなんかについては仕事上はやりやすかったわけですがけれども、今度は旧保健所の共済の2階に上がるということになりますと、あの狭い階段を上がりおりすることだけでももちろん仕事に支障が出てきますし、そこでいいのかということです。そういうことで、どういう認識をされているのか伺いたと思います。それで、やはりもう少しシルバー人材センターとも協議をしてもっとふさわしいところがないのかなということです。

議長（黒沢義久君） 26番宇野隆子君，1分前です。

26番（宇野隆子君） それから、バイオマスの問題ですけれども、原料や運転上の問題は一切なかったということで、ダンパーの密着状態とか堆積の付着状態、こういう点検を行っていて、この堆積物の付着が構造上、多少なりとも見受けられたようなことはなかったのかと、これは起こっても構造上不思議ではないんです。だから、そういう部分でどうなのかということをも1つ伺いたしたいと思います。

以上でいろいろ予算編成に向けて、市長にも市民の生活、中小零細企業の営業を守っていただくために頑張ってほしいと思います。そのことを要望いたしまして、私の質問を終わります。

時間、多少オーバーいたしました。ありがとうございました。

議長（黒沢義久君） 答弁を求めます。市長。

〔市長 大久保太一君登壇〕

市長（大久保太一君） 中小企業に対します資金繰り支援策ということでお話がございました。資金繰りにつきましては、先ほど来担当部長からご答弁申し上げておりますように、商工会が融資等についてあっせんをいたしておりますが、貸し渋り等については、今解決をみてやっているところであります。引き続き商工会とも連携をとりながら、ただいまございます制度、そしてまた緊急制度等についても既存のルールを用いて進めていきたい、そういうふうに思います。

以上でございます。

議長（黒沢義久君） 産業部長。

〔産業部長 赤須一夫君登壇〕

産業部長（赤須一夫君） 再度のバイオマスリサイクルセンターの件についてお答えいたします。

ダイオキシンの発生の原因につきましては、運転上の問題ではなく、排気ガスがダンパーから漏れ出したことが原因であります。

以上でございます。

議長（黒沢義久君） 福祉事務所長。

〔福祉事務所長 深澤菊一君登壇〕

福祉事務所長（深澤菊一君） シルバー人材センターにつきましてご質問がございましたのでお答えいたします。

シルバー人材センターにつきましては、理事会、こういった中でも旧保健所の2階ということの理解ということで了解してございますし、今後、これから作業に当たってのさまざまなことを

考えていきたいということで、使いやすいようにこれからも配慮していくということで考えてございます。

以上でございます。

議長（黒沢義久君） 以上で一般質問を終結いたします。

以上で、本日の議事は議了いたしました。

次回は、明日定刻より本会議を開きます。

本日は、これにて散会いたします。

午後 2 時 1 5 分散会